

大阪市水道
基幹管路耐震化 P F I 事業

実施方針

令和4年11月
大阪市

目次

第1	はじめに	1
1	はじめに	1
2	用語の定義	1
3	本事業の実施にあたって想定される関係法令等	3
(1)	法令	4
(2)	条例	5
(3)	準拠又は参照すべき指針・仕様	6
第2	本事業実施の背景、目的等	7
1	事業の背景・目的	7
(1)	背景	7
(2)	目的	7
第3	特定事業の選定に関する事項	8
1	事業内容に関する事項	8
(1)	事業名称	8
(2)	公共施設等の管理者の名称	8
(3)	担当部局	8
(4)	事業方式	8
(5)	事業の範囲	8
(6)	本事業の対象となる施設	9
(7)	事業期間	9
(8)	事業者の収入	10
(9)	事業費の精算	11
(10)	事業者が受領する資産等	11
(11)	市が実施している業務との連携	12
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	12
(1)	選定基準	12
(2)	選定結果の公表	12
第4	民間事業者の募集及び選定に関する事項	13
1	選定の方法	13
2	募集及び選定スケジュール(予定)	13
3	入札参加者の参加資格要件	14
(1)	入札参加者の構成	14
(2)	入札参加者の制限	15
(3)	入札参加者の参加資格要件	16
(4)	参加資格確認基準日	17
4	審査及び選定手続き	17

(1) 大阪市 P F I 事業検討会議の開催	17
(2) 落札者の決定	17
(3) 審査結果の公表	17
(4) 事業者選定の中止及び特定事業の選定の取消し	17
(5) 著作権	18
(6) 特許権等	18
5 落札者選定後の手続き	18
(1) 基本協定の締結	18
(2) S P C の設立	18
(3) 落札者による事業準備行為	18
(4) 事業契約の締結	19
(5) 事業の開始	19
第 5 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	20
1 リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担	20
(1) 詳細設計過程での想定外の事業費の増	20
(2) 着工後の想定外の事業費の増	20
(3) 金利変動に起因する事業費の増	20
(4) 物価変動に起因する事業費の増	21
(5) その他の不可抗力事象に起因する事業費の増	21
2 対象業務における要求水準	21
3 事業者の責任の履行確認に関する事項	21
(1) 入札保証金	21
(2) 契約保証金の納付等	21
(3) モニタリングの基本方針	22
(4) モニタリングの実施体制	22
(5) モニタリング計画	23
(6) モニタリングによる改善措置等	23
4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き	24
(1) 事業者の株式の新規発行及び処分	24
第 6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	25
1 本事業の対象となる公共施設等の立地及び規模	25
2 本事業の対象となる公共施設等の配置	25
第 7 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	26
1 疑義が生じた場合の措置	26
2 管轄裁判所の指定	26
第 8 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	27
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	27
2 事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	27

(1) 解除事由	27
(2) 解除後の措置	27
3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置	27
(1) 市事由解除	27
(2) 不可抗力解除又は終了	28
4 金融機関又は融資団との協議	28
第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	29
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	29
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	29
3 その他の措置及び支援に関する事項	29
第10 その他特定事業の実施に関し必要な事項	30
1 議会の議決	30
2 情報公開及び情報提供	30
3 本事業において使用する言語及び通貨	30
4 入札参加に要する費用負担	30
5 実施方針等の公表に関する事項	30
(1) 実施方針等に関する質問・意見の受付	30
6 開示資料に関する事項	31
(1) 開示資料の配付	31
(2) 開示資料に関する質問・意見の受付	31
7 実施方針等に関する意見交換	32
(1) 参加資格要件	32
(2) 参加申込手続等	32
(3) 実施方針等又は開示資料に関する質問・意見の受付	32
(4) 参加者との意見交換	33
(5) 留意事項・その他	33
8 質問・意見及び回答	33
(1) 実施方針等に関する質問・意見及び回答	33
(2) 開示資料に関する質問・意見及び回答	34
9 事務局・問合せ先	34

第1 はじめに

1 はじめに

大阪市（以下「市」という。）は、南海トラフ巨大地震発生時の広域断水回避に一定の目処をつけるとともに、上町断層帯地震対策を効率的・効果的に進めるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定し、本事業を実施する民間事業者を選定することを予定している。

この大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業実施方針（以下「実施方針」という。）は、本事業について、PFI法に基づく特定事業の選定、及び本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定等を行うにあたって、PFI法第5条第1項の規定に基づく事業の実施に関する方針を定めたものである。

2 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は、次の表に掲げるとおりである。

用語	掲載ページ数	定義
南海トラフ巨大地震	1, 7	大阪市地域防災計画<震災対策編>において、マグニチュード9.0~9.1、震度5強~6弱を伴う海溝（プレート境界）型の地震。 南海トラフ地震は30年以内の発生確率が70~80%で、市では、これを最も切迫する想定地震として位置づけるとともに、その備えとして地震時に最も被害が発生すると想定される鑄鉄管の解消を促進している。
上町断層帯地震	1, 7	大阪市地域防災計画<震災対策編>において、上町断層の北端部から破壊が開始すると想定した、マグニチュード7.5~7.8、震度5強~7を伴う内陸活断層による地震。 市では、これを想定地震として位置づけるとともに、その備えとして管路の耐震化を促進している。

基幹管路	1 , 7 , 8 , 9 , 12 , 17 , 21 , 23 , 25	導水管、送水管及び主に口径400mm以上の配水管（配水本管）のこと。
耐震管	8	地震時に抜け出すリスクのない、離脱防止機能を有する耐震継手のダクタイル鋳鉄管及び溶接継手の鋼管。
鋳鉄管	25	片状黒鉛を持つ管状の鋳造物であり、管体の材質、継手ともに脆弱な管。 市では水道創設以降、昭和41（1966）年頃まで採用してきたが、現在は採用していない。
ダクタイル鋳鉄管	25	鋳鉄管に含まれる黒鉛を球状にすることで、管体の強度や延性を高め、衝撃に強くした管。 市では昭和30（1955）年頃から昭和40（1965）年頃にかけて段階的に、鋳鉄管に代わり採用している。採用当初以降、材質の品質向上や継手形式の改良が進められており、現在では、地震時に抜け出すリスクのない離脱防止機能を有する耐震継手を全面的に採用している。
基本条件	11 , 20	工事費を算出するために市が想定した新設管口径、工法、昼夜間施工区分、舗装区分等の施工条件。 断水作業費を算出するために、市が想定した断水延長、調査弁栓数等の作業条件。 設計費を算出するために、市が想定した（工事費の基本条件に基づく）設計条件。
詳細設計	9 , 11 , 20 , 21	施工実施者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、設計意図を詳細に具体化し、設計図書（設計図面及び数量表）並びに工事仕様書等を作成するための作業。
S P C	10 , 1 , 14 , 18 , 19	本実施方針の第4 - 5 - （2）により設立した特別目的会社のことをいう。

事業費	11, 20, 21	本事業において、特定事業を実施するのに必要な全ての経費をいい、SPC経費、設計費、工事費及び断通水作業費の合計をいう。
設計費	9, 11, 20	本事業において、第3-1-(5)-ア-(ウ)の設計業務に要する経費(SPC経費を除く)。
工事費	9, 11, 20	本事業において、第3-1-(5)-ア-(エ)の施工業務に要する経費(断通水作業費及びSPC経費を除く)。
断通水作業費	9, 11, 21	本事業において、第3-1-(5)-ア-(エ)の施工業務に要する経費のうち断通水作業に要する経費(SPC経費除く)。
SPC経費	10, 11	本事業において、SPCの運営に必要な経費をいい、設計費、工事費、断通水作業費を除く、特定事業を実施するのに必要な経費。
断通水計画	8	管路更新にあたり、当該管路の断水時及び布設完了後の通水時において、断通水の範囲、実施時期、洗管時の排水量と洗管の水源、操作する弁栓類とその作業手順、断水区間・濁り区間の設定と濁りのPR範囲等を含む、断水又は通水の作業を適切に実施するための計画のこと。他の管路更新工事や、市が行う浄水場における浄水処理及び維持作業、管路の維持保全業務と調整を図りながら、断水または通水の作業ごとに策定する。
弁栓類修繕	9	断水範囲内に存在する弁栓類について、市が把握している故障弁栓類、または、断通水作業前に事業者が実施する弁栓類調査により判明した故障弁栓類について、取替え又は修繕を行うこと。
セルフモニタリング	22, 23	事業者が、事業計画に基づいて実施した事業に対し、事業目標の達成状況や業務品質に関わる要求水準との適合状況等を自ら確認し、評価すること。

3 本事業の実施にあたって想定される関係法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令(関連する施行令、規則、

条例等を含む。)等を遵守しなければならない。

なお、本事業に関係すると考える主な各種法令等は以下のとおりであり、その他追加があった場合は、入札公告時に示す。

(1) 法令

- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）
- ・ 水道法施行令（昭和32年政令第336号）
- ・ 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）
- ・ 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）
- ・ 水循環基本法（平成26年法律第16号）
- ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
- ・ 道路法（昭和27年法律第180号）
- ・ 河川法（昭和39年法律第167号）
- ・ 海岸法（昭和31年法律第101号）
- ・ 都市公園法（昭和31年法律第79号）
- ・ 港湾法（昭和25年法律第218号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）
- ・ 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）
- ・ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）

- ・電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・環境基本法（平成5年法律第91号）
- ・自然環境保全法（昭和47年法律第85号）
- ・会社法（平成17年法律第86号）
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
- ・下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- ・作業環境測定法（昭和50年法律第28号）
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・所得税法（昭和40年法律第33号）
- ・地方税法（昭和25年法律第226号）
- ・著作権法（昭和45年法律第48号）
- ・土地基本法（平成元年法律第84号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・公益通報者保護法（平成16年法律第122号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）
- ・石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- ・下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）
- ・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）
- ・その他関連法令

（2）条例

ア 大阪府条例

- ・大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）
- ・大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年大阪府条例第6号）
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）

- ・大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）
- ・大阪府都市計画法施行条例（平成15年大阪府条例第8号）
- ・その他関連条例

イ 市条例

- ・大阪市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第61号）
- ・大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）
- ・大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）
- ・職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）
- ・大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）
- ・大阪市下水道条例（昭和35年大阪市条例第19号）
- ・大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）
- ・大阪市市民活動推進条例（平成18年大阪市条例第19号）
- ・大阪市中心小企業振興基本条例（平成23年大阪市条例第59号）
- ・大阪市安全なまちづくり条例（平成14年大阪市条例第14号）
- ・大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）
- ・その他関連条例

ウ その他関連条例

（3）準拠又は参照すべき指針・仕様

- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・日本産業規格（JIS）
- ・日本水道協会規格（JWWA）
- ・水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・道路土工（日本道路協会）
- ・その他関連基準

第2 本事業実施の背景、目的等

1 事業の背景・目的

(1) 背景

本市の浄・配水施設や管路などの中には、高度成長期の中期から後期にかけて整備された多くの経年施設が現存しており、十分な耐震性を備えているとはいえない状況にある。

こうした経年施設の震災対策としては、本市における想定最大規模の地震である上町断層帯地震の発生時においても当面必要とされる水道水の供給が可能となるレベルの整備をすることが最終的な目標となるが、その完了までには多大な時間と費用を要することとなる。

このため、2022(令和4)年3月に改訂した「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」に基づき、まずは切迫性が指摘されその対策が急務となっている南海トラフ巨大地震の発生時においても、当面必要となる水道水を供給できるようにするとともに、上町断層帯地震対策にも速やかに着手していくこととしている。

(2) 目的

本事業は、別途進める浄・配水施設等の計画的な耐震化と並行して、これらの施設を繋ぐ基幹管路の更新について、PFI事業として実施することで、民間事業者の技術力と創意工夫の発揮により、業務品質の確保はもとより、コストも抑制しつつ、更新のペースアップを図るものである。

具体的には、本事業を実施することによって、事業期間終了時の2031(令和13)年度末には、南海トラフ巨大地震に対する耐震性を有する基幹管路により構成された、取水施設から、市内に12ある1次配水ブロックに至る給水ルートを確保し、南海トラフ巨大地震の発生時における広域断水の回避に一定の目処を付けるとともに、次のステップである上町断層帯地震発生時の広域断水の回避に向けた基幹管路の更新を効果的・効率的に推進することを目的としている。

第3 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業

(2) 公共施設等の管理者の名称

大阪市水道局長 谷川 友彦

(3) 担当部局

大阪市水道局総務部連携推進課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

(4) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業対象施設に係る計画業務、運営業務、設計業務、施工業務を行った後、市に所有権を移転することにより実施する。

(5) 事業の範囲

本事業の範囲は、次のとおりとする。

当該業務を行ううえで事業者課される制限及び遵守すべき手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、入札公告時に公表を予定している要求水準書及び事業契約書(案)において示すこととする。

ア 特定事業

本事業において、特定事業とは、(6)及び第6に示す対象施設の耐震管への更新に係る、計画、運営、設計及び施工業務の実施をいう。

具体的な業務は、次のとおりである。

(ア) 計画業務

(6)に示す路線に係る更新計画の策定・管理、断通水計画の作成・調整等

(イ) 運営業務

(6)に示す路線の更新に係る計画業務・設計業務・施工業務に係る全体工程

の総合調整、設計実施者、施工実施者及び断通水作業実施者の安定的な選定・確保に向けた調整、設計費・工事費・断通水作業費の精算事務等

(ウ) 設計業務

路線毎の材料等の選定、工法の選定、埋設調整、附属設備の配置設定、給水管接合替の調整、設計図面作成・数量算定、設計費及び工事費の積算(詳細設計時)、弁栓類修繕工事の設計等

(エ) 施工業務

路線毎の各種許可申請手続き、埋設物管理者との施工協議、地元調整、施工監理、対象路線の施工業務実施に必要な断通水作業、工事施工、弁栓類修繕工事、設計変更、工事完成検査等

イ 任意事業

事業者自ら、又は事業者の子会社若しくは関連会社(以下総称して「子会社等」という。)をして、関係法令を遵守し、公序良俗に反しない範囲において、事業に係る全ての費用を事業者又は子会社等自身の負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が事業者を選定するにあたって、入札参加者は、任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は、任意事業を提案することができる。

任意事業を実施するにあたっては、特定事業の実施に影響を与えないようリスク回避策を十分に講じることを前提とし、事前に市の承認を得なければならない。

また、その経理にあたっては特定事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

(6) 本事業の対象となる施設

本事業の対象となる施設は約40kmの基幹管路とする。

詳細は第 6 に示す。

(7) 事業期間

ア 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約に定める事業開始日(令和 6 年度中の予定。)から、令和14年 3 月31日(イの規定により事業期間が延長された場合は当該延長後の期間の

終了日。以下「本事業終了日」という。)までとする。

事業開始日以降に、事業契約が解除され、又は終了した場合は、本事業終了日を本契約の解除日又は終了日に適宜読み替えて適用する。

イ 本事業期間の延長

事業者の合理的な努力があってもなお、(5) - アで示す特定事業が本事業期間内に完了しない場合等の事業契約に定める事由が発生した場合、事業者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と事業者が協議のうえ、市の判断により、合意した期間を延長することができる。

詳細は入札公告時に示す。

ウ 本事業期間終了時の取扱い

(ア) 事業対象施設の引き渡し

本事業期間終了時において、(5) - アで示す特定事業が本事業期間内に完了しない場合で、イで示す期間延長がなされないときは、市は、当該工事の出来高を確認のうえ、当該確認を受けた部分の引き渡しを受けるとし、当該引き渡しを受けたときは、相応する対価を事業者に支払う。

(イ) 業務の引継

本事業期間終了に伴い、市の要求に応じて業務の引継を行う際は、原則として、本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継を行わなければならない。

(8) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、SPCの運営に要する経費を含んだ特定業務を実施するのに要する対価である。

ア サービス購入料A：設計業務及び施工業務(断通水作業を除く)に係る対価並びにSPC経費

市は、事業者に対して、管路更新に係る路線ごとの設計業務の完成時及び施工業務(断通水作業を除く)の完成時に係る対価を半期ごとに支払うものとする。また、SPC経費は路線ごとの設計業務及び施工業務の完成時に合わせて支払うものとする。

イ サービス購入料B：施工業務のうち断通水作業に係る対価

施工業務のうち断通水作業に係る対価（SPC経費に該当するものを除く）は年度ごとの出来高に応じて、年度に1回支払うものとする。

（9）事業費の精算

サービス購入料A及びサービス購入料Bについては、事業者選定時から詳細設計過程、施工着手以降の段階において、次の手順に従って確定する。

ア 事業者選定時

市は、入札公告時に対象施設の更新等に係る基本条件を提示し、事業者は当該基本条件に対応した提案事業費を入札する。

なお、予定価格に対して提案する入札価格の落札率に相当する率を削減率として、事業期間を通じ適用する。

なお、削減率についての詳細は入札公告時に示す。

$$\text{削減率} = (1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})) \times 100$$

イ 事業期間中（詳細設計過程）

事業開始後、事業者が詳細設計を実施した路線については、市と協議のうえで当該路線の設計費及び工事費を確定させる。

この段階で、入札公告時に市が提示した基本条件と異なる施工条件が判明し、当該施工条件に起因して当該路線の設計費及び工事費の増減が見込まれる想定外事業費増減については、合理的な範囲で公共積算基準の体系に沿って設計費及び工事費を見直すとともに、削減率を反映し確定する。また、断通水作業費については、作業箇所及び作業数等を確定し、削減率を反映し確定する。

ウ 事業期間中（施工着手以降）

イにおいても想定できず、施工着手以降に判明する施工条件のうち、事業者では制御が困難で、市が事業契約書にて提示する事象（汚染土や地中障害物の処分等）等に起因して当該路線の工事費の増減が見込まれる想定外事業費増減については、合理的な範囲で公共積算基準の体系に沿って工事費を見直すこととし、削減率を反映し確定する。また、断通水作業費については、実作業箇所及び実作業数等を確定し、削減率を反映し確定する。

（10）事業者が受領する資産等

事業者は、希望した場合に、本事業に必要なとなる機材及び備品等（制水弁用キーハン

ドル、消火栓スタンドパイプ等)について、市と協議し、本事業開始日までに譲渡又は貸与契約を締結したうえで受領する。

なお、詳細は、入札公告時に示す。

(11) 市が実施している業務との連携

本事業期間中、市と事業者、双方の業務が円滑に行えるよう、事業者は、市と適宜調整を行う。

また、事業者は、大阪市内で地震や風水害などによる広域的な大規模災害が発生し、水道管路の復旧が必要となった場合、可能な限り水道管路の応急復旧活動への従事に協力する。その際に事業者に要した費用について、市は、実費相当を支払う。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

市は、本事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業期間全体を通じて、市自らが従来の方式によって実施した場合と比較して、基幹管路の耐震化のペースアップの実現の他、市が事業の実施に要すると見込む経費総額の縮減も期待でき、効率的かつ効果的に実施できると判断した場合に、本事業を、PFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業(以下「選定事業」という。)とする。

(2) 選定結果の公表

市は、本事業を選定事業とした場合、その判断結果及び評価内容を市ホームページ掲載等により速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第4 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 選定の方法

市は、PFI法第7条に基づき、本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式を採用することを予定している。

なお、本事業は政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続には、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定のスケジュールは、次のとおり行う予定であり、その詳細、変更等については、市のホームページ掲載等により公表する。

時期（予定）	内容
令和4年11月	実施方針の公表 実施方針に関する質問の受付
12月～令和5年1月	実施方針に関する質問の回答・意見交換
3月	特定事業の選定・公表
4月	入札公告（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、モニタリング計画（案）、様式集等）
5月	入札説明書等に関する質問の受付
6月	入札説明書等に関する質問の回答 参加資格審査申請書の受付・参加資格審査
10月	事業提案書の提出
12月	入札・落札者の決定及び公表
令和6年1月	基本協定の締結
3月	事業契約の締結
4月	事業開始

3 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

- ア 入札参加者は、2以上の法人を構成員とする法人のグループとする。
- イ 落札者に決定された後、構成員はS P Cに出資するものとし、本議決権株式(第5 - 4 - (1)に定める本議決権株式をいう。)の全ての割当ては、構成員のみで受けるものとする。
- ウ 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるものとする。
- エ 本事業を実施する者として、選定された入札参加者は、構成員からの出資によりS P Cを会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社として、大阪市内に設立するものとし、事業期間中は大阪市外に移転させないものとする。S P Cの本店所在地を変更する場合は、市に対して、事前に書面で通知するものとする。
- オ 入札参加者は、構成員の企業名及びそれらの者が携わる業務を参加表明書において明らかにするものとする。
- カ S P Cが発行する全ての株式は、構成員により保有されなければならない。また、代表企業のS P Cへの出資割合は、構成員中、最大としなければならない。
- キ 入札参加者の構成員は、他の法人グループの構成員として重複して入札に参加できないものとする。ただし、事業契約締結後に、選定されなかった入札参加者の構成員が、選定された入札参加者から本事業に関係する業務を受注することは妨げない。
- ク 次のいずれかの関係に該当する企業は、別々の法人グループの構成員として参加することはできない。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する2社の場合

- A 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- B 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

- A 一方の会社の役員()が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
役員とは、取締役等をいう。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。

(ウ) 次のいずれかに該当する2社の場合

- A 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- B 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店(営業所を含む。)の

所在地が同一場所である場合

C 一方の会社の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

D 一方の会社の本市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

(エ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ケ 入札参加者の構成員の変更について、参加資格確認申請書受付以降は、原則として認めない。ただし、参加資格確認基準日以降、事業提案書受付までの間、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合は、追加及び変更を認めることがある。

(2) 入札参加者の制限

入札参加者の構成員は、参加資格確認基準日において、次の参加資格要件を全て満たすものとする。なお、参加資格確認基準日から基本協定締結までの間、入札参加者の構成員が、次の参加資格要件を満たさないことになった場合、市は、当該参加資格を取り消すことがある。

ア 入札参加者の構成員の全てが、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定及びPFI法第9条に定める欠格事由に該当しない者であること。

イ 入札参加者の構成員の全てが、建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができない者に限る。）を受けていない者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

ウ 入札参加者の構成員の全てが、「大阪市PFI事業検討会議 水道PFI管路更新事業等」の座長、座長代理又はメンバーが属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

エ 入札参加者の構成員の全てが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にない者であること。

オ 入札参加者の構成員の全てが、大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納しているこ

と。大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税、都道府県税を滞納していない者であること。

カ 入札参加者の構成員の全てが、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。

キ 入札参加者の構成員の全てが、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

ク 入札参加者の構成員の全てが、次の本事業に関する市への支援業務の受託者（以下「公募アドバイザー」という。）又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において関連がない者であること。

令和4年度水道事業における官民連携手法検討支援業務委託

受託者	EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
再委託先	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 EY新日本有限責任監査法人 水道技術経営パートナーズ株式会社

（3）入札参加者の参加資格要件

代表企業は、次の（ア）及び（イ）のうち、いずれか一つ以上の要件を満たす必要があり、不足する要件については、他の構成員が満たす必要がある¹。なお、代表企業が（ア）及び（イ）を満たしていることは妨げない。

（ア）日本国内の国、地方公共団体又は水道事業者等（水道法第2条の2第1項の「水道事業者等」をいう。）を管理者とし、事業期間が8年以上であるPFI法に基づく事業において、代表企業又は構成員としての実績（実施中の事業も含む。）を有していること。

（イ）日本国内の地方公共団体又は水道事業者等を管理者とし、事業期間が2年以上である、管路工事に係る設計及び施工業務を元請²として一括で受託した実績（実施中の業務も含む。）を有していること。

- 1 構成員（ただし、代表企業は除く。）の親会社及び子会社の実績を含める。
- 2 元請が共同企業体の場合、共同企業体の代表企業としての実績又は共同企業体の中で管路工事に係る設計及び施工業務を主として実施した構成員としての実績に限り認める。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

4 審査及び選定手続き

(1) 大阪市 P F I 事業検討会議の開催

市は、落札者等の選定にあたり、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うため、学識経験者等で構成される「大阪市 P F I 事業検討会議 大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業」（以下「検討会議」という。）において意見聴取を行うこととする。

< 大阪市 P F I 事業検討会議 大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業 >

座長	佐野 修久	大阪公立大学大学院都市経営研究科教授
座長代理	伊藤 禎彦	京都大学大学院工学研究科教授
メンバー	市川 裕子	弁護士
メンバー	木村 恵子	公認会計士、不動産鑑定士
メンバー	田中 智泰	近畿大学経営学部教授

なお、本事業に入札参加しようとする者やそれと見なせる団体等が、検討会議の座長、座長代理又はメンバーに対して、本事業に対する情報収集等のために接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失うものとする。

(2) 落札者の決定

市は、検討会議において意見聴取を行ったうえで、入札参加者からの提案書について、事業遂行能力、提案価格その他の内容を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を落札者として決定する。

(3) 審査結果の公表

市は、検討会議の意見聴取の結果を踏まえた審査結果をとりまとめ、落札者決定後、市のホームページ等において公表する。

(4) 事業者選定の中止及び特定事業の選定の取消し

最終的に入札参加者がいない場合、又は本事業を P F I 法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合、市は、事業者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページ等への掲載、その他適宜の方法により公

表する。

(5) 著作権

入札参加者が提出した提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、市が、本事業の公表等に関し必要と判断した場合は、当該入札参加者に確認のうえ、その一部又は全部を無償で使用できる。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したこと起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

5 落札者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

落札者は、入札公告時に示す基本協定書(案)に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

(2) S P C の設立

落札者は、基本協定締結後、特別目的会社(以下、用語の定義にしたがい「S P C」という。)として、会社法に規定する株式会社を大阪市内に速やかに設立し、市に、S P Cにかかる商業登記簿謄本を提出しなければならない。

当該S P Cに出資する者は、事業契約が終了するまで、S P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、本事業期間中はS P Cの本社所在地を大阪市外に移転させないものとする。

(3) 落札者による事業準備行為

落札者は、株式会社の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、市が協力する範囲で現地調査を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するための協議を市と行う。

(4) 事業契約の締結

ア 事業契約の締結

市は、S P Cと事業契約を締結する。

イ 契約内容

事業契約書において、S P Cが遂行すべき業務内容、サービス購入料の算出方法、支払方法及び損害賠償等を定める。

ウ 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係るS P C側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は、S P Cの負担とする。

(5) 事業の開始

S P Cは、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。事業の開始にあたっては、S P Cが業務の引継ぎ等の事業契約上の義務を履行すること。

第5 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、質の高いサービスの提供を目指すものである。

本事業の対象施設に係る第3-1-(5)-アで示す特定事業の責任は、原則として事業者が負うものとするが、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負う。

現時点で想定している本事業に係る個別のリスクにおける分担内容については、以下に示す主な内容及び別紙1 リスク分担表(案)に記載する内容を基本とし、事業契約書に詳細を規定する。

なお、市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延を最小限に留めるよう相互に協力するものとする。

(1) 詳細設計過程での想定外の事業費の増

入札公告時に市が提示した施工に係る基本条件について、事業者による詳細設計実施時に、異なる施工条件となったことによる変更が判明した場合における、当該変更により生じる設計費、工事費及び断通水作業費の増については、公共積算基準の体系に沿った適正価格の範囲内で市が負担する。(第3-1-(9)イ参照。)

(2) 着工後の想定外の事業費の増

事業者による詳細設計においても想定できず、施工着手以降に判明する施工条件のうち、事業者では制御困難であり、かつ、市が事業契約書にて提示する事象(汚染土や地中障害物の処分等)等に起因する工事費及び断通水作業費の増については、公共積算基準の体系に沿った適正価格の範囲内で市が負担する。(第3-1-(9)ウ参照。)

(3) 金利変動に起因する事業費の増

第3-1-(8)に示すとおり、市は、事業者に対して、配水管更新に係る設計業務及び施工業務(断通水作業を除く。)の対価を路線ごとに完成の出来高として支払うことから、金利変動に起因する事業費の増については、事業者が負担する。

(4) 物価変動に起因する事業費の増

入札公告以降、詳細設計の確定までに生じた物価変動に起因する事業費の増については、詳細設計の確定時における公共積算基準の体系に沿った直近の単価により算定される価格の範囲内で市が負担する。

また、施工業務の着手以降に生じた物価変動に起因する事業費の増については、事業者においてもその増加額の低減に向けた努力がされるよう事業者に一定率の負担を求めるとし、当該負担率を上回る部分については、発注者である市が負担する。

詳細は入札公告時に示す。

(5) その他の不可抗力事象に起因する事業費の増

自然災害や疫病その他の市と事業者の双方の責めに帰することができない不可抗力事象に起因する事業費の増については、事業者においてもその増加額の低減に向けた努力がされるよう事業者に一定率の負担を求めるとし、当該負担率を上回る部分については、発注者である市が負担する。

詳細は入札公告時に示す。

2 対象業務における要求水準

市は、事業者が、本事業において実施する業務について、基幹管路耐震化の促進、工物品質の確保等、事業契約に基づき要求するサービス水準を、要求水準書にて示す。

3 事業者の責任の履行確認に関する事項

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金の納付等

市は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求めることを予定している。事業者は、契約予定額の 100 分の 10 以上の額の保証金を納付するものとする。ただし、以下に示すいずれかの方法をもって契約保証金の納付に代替できるものとする。

- ・事業契約による債務の不履行に生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の

保証

- ・事業契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。ただし、この場合、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

(3) モニタリングの基本方針

要求水準書や事業計画書で定めた目標の達成や業務品質の確保を目的として、事業者が健全経営のもと、本事業を適正かつ確実に履行しているか否かを確認、評価するため、市は、事業者に対するモニタリングを実施し、事業者は、自らの事業に対するセルフモニタリングを行う。

事業開始までに、市と事業者の双方が全体のモニタリングについて協議、確認しながら、事業開始後は、モニタリング計画に基づきモニタリングを実施し、市が実施したモニタリング結果については、定期的に公表することにより事業の透明性を確保する。

(4) モニタリングの実施体制

ア 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、市が本実施方針、要求水準書、モニタリング計画及び事業契約書で定める事項を適切に理解し、水道法やPFI法等の関係法令、条例等に基づき本事業の業務を適正かつ確実に履行するとともに、事業計画で定めた目標の達成状況や業務品質に関わる要求水準への適合性を自ら確認する手法等を定めた「セルフモニタリング計画」を策定する。

これに基づき、本事業の進捗状況、財務状況の他、計画、設計、施工の各過程での業務品質確保のため、セルフモニタリングを効率的、効果的に実施する。

また、セルフモニタリング結果の記録を作成、保存するとともに、所定の期限までに報告書として市に提出する。

イ 市によるモニタリング

市は、本事業について市が策定する(5)の「モニタリング計画」に基づいて、事業者の事業計画の進捗状況、財務状況、業務状況等についてモニタリングを実施する。加えて、計画、運営、設計、施工の各工程において、市が定めた確認ポイントが要求水準に適合しているか確認、検証を行い、特に重要な事項については、事前に市が承認することとする。

(5) モニタリング計画

「モニタリング計画」は、市によるモニタリングに、事業者のセルフモニタリングを加えたモニタリングの全体計画である。

参加資格審査に合格した入札参加者は、事業提案時に「セルフモニタリング計画(案)」を提案する。このため、市は、入札公告時において、セルフモニタリング以外の市によるモニタリングの実施体制や手順等を示した「モニタリング計画(案)」を示すこととする。

なお、事業期間中に運用する「モニタリング計画」については、「セルフモニタリング計画」を踏まえて、事業開始までに、市が定める。

本実施方針では、「モニタリング計画(案)」の概要・骨子を以下に掲げる。

ア 業務モニタリング

市は、基幹管路の耐震化業務を構成する計画、運営、設計、施工の各業務フローにおいて市が定める要求水準への適合性について、確認、検証を行う。

イ 財務モニタリング

市は、事業者における円滑な事業推進のための財務状況の健全性について、確認、検証を行う。

ウ 事業計画モニタリング

市は、事業の進捗、達成状況等を確認するとともに、それ以後の事業の達成見込や将来の経営見通しについて確認し、検証する。

(6) モニタリングによる改善措置等

市のモニタリングによる評価により、事業計画の目標が達成されない、又は業務品質が確保されないと市が判断した場合、市は、事業者に対し、業務改善等の指示を行う。

なお、事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて、市は、事業者に対して違約金を求めることがある。

これらの対応によっても正当な理由なく業務改善がなされず、改善が見込めないと市が判断した場合には、市は、事業者事由による事業契約の解除を行う。

4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、事業者の株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他担保設定（以下総称して「処分」という。）に関し、以下のとおり市は、原則として関与しないものとする。一方、事業者が発行する本議決権株式については、水道事業の極めて高い公共性を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

ア 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、事業者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

イ 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自らが保有する本議決権株式を、他の本議決権株主又は市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者以外の第三者に対して処分をしようとするときは、市の書面による事前の承認を受ける必要がある。

また、事業者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、市の書面による事前の承認を受ける必要がある。

市は、本議決権株式の譲受人又は新規発行される本議決権株式の引受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の本事業の実施の継続を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株主の譲受人は、株主誓約書を市に対して提出しなければならない。

第6 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本事業の対象となる公共施設等の立地及び規模

本事業の対象となる公共施設等は市域及び守口市域の水道の基幹管路(送水管及び配水本管)約40kmで、その規模は以下のとおり。なお、今年度中に市が発注を予定している基幹管路の更新工事(合計約2.4km)等の進捗状況により、減少する可能性があり、入札公告時に確定する。

対象となる路線の詳細については、第10 - 6の開示資料として示すこととする。

対象路線	既設口径 ^(注) (mm)	延長 (km)
配水本管(鋳鉄管)	400 ~ 1067	22
配水本管(ダクタイル鋳鉄管)	400 ~ 1000	6
送水管(ダクタイル鋳鉄管)	1200 ~ 1500	12
合計		40

(注)分岐部分を含まない本管部分の主要口径

2 本事業の対象となる公共施設等の配置

本事業の対象となる公共施設等の所在地は、別紙2 平面図のとおりである。

第7 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

2 管轄裁判所の指定

事業契約に関連して発生した全ての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第8 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2 事業者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 解除事由

事業者が事業契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、事業契約を解除することができる。なお、主な事由は、次のとおりである。

- ・事業者が本事業を実施できなかったとき、又は実施することができないことが明らかになったとき
- ・事業者が、事業契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- ・倒産、財政状況の著しい悪化、その他事業者の責に帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断されるとき
- ・事業者が本事業に関する法令の規定に違反し、催告後も是正されないとき

(2) 解除後の措置

事業者は、市に対して、事業契約に定める違約金を支払うとともに、当該解除により市に損失が生じた場合には、当該損失を負担する。

また、この場合において、市の責に帰すべき事由により事業者の側にも損害が生じた場合は、事業者が負担する違約金又は当該損失額からこれを控除する。

業務の引継等については、第3-1-(7)-ウと同様の取り扱いとする。

3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

(1) 市事由解除

ア 解除事由

事業者は、市の責に帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合又は事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

イ 解除後の措置

市は、事業者に対して、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。
業務の引継等については、第3 - 1 - (7) - ウと同様の取り扱いとする。

(2) 不可抗力解除又は終了

ア 解除又は終了事由

不可抗力により本事業の継続が不可能又は著しく困難であることが判明した場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 解除又は終了後の措置

(ア) 事業契約を解除した場合

当該不可抗力により市及び事業者が生じた損失は、各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(イ) 事業契約が終了した場合

当該不可抗力により市及び事業者が生じた損失は、各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

業務の引継等については、第3 - 1 - (7) - ウと同様の取り扱いとする。

4 金融機関又は融資団との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第9 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は、必要に応じて、これらの支援を事業者が受けることができるように協力する。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と事業者で協議する。

第10 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本事業の実施にあたっては、公募に関する予算措置及び債務負担行為についての議会の議決が必要となるものであり、所要の議案を令和5年大阪市会第1回定例会（2・3月）に提出する予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページ等を通じて適宜行う。

3 本事業において使用する言語及び通貨

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

4 入札参加に要する費用負担

本事業への入札参加に係る費用は全て入札参加者の負担とする。

5 実施方針等の公表に関する事項

市は、実施方針、要求水準書のポイント、重要論点説明資料（以下「実施方針等」という。）、及び本事業の参画を検討するために必要と市が判断する資料（以下「開示資料」という。）をもとに、希望する法人又は法人のグループと意見交換を実施する（7参照）。

なお、要求水準書のポイントは、入札公告時に公表予定の要求水準書の主なポイントをとりまとめたものであり、重要論点説明資料は、本事業を実現するために重要な論点と考える項目に関して、現時点での考え方や手法等を参考として示したものであり、共に、意見交換までに市のホームページで公表予定である。

（1）実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見の受付は、次のアからウのとおりとする。

ア 受付期間

実施方針等公表日から令和4年12月13日（火）17時まで

ただし、実施方針等に関する意見交換（7参照）に参加する者は7のとおりとする。

イ 提出先

9のとおり。

ウ 提出方法

実施方針等に関する質問・意見を簡潔にまとめ、別紙3「実施方針等に関する質問書」（以下「質問書」という。）に記入し、原則として、電子メールで事務局へ提出のうえ、電話により着信を確認すること。

6 開示資料に関する事項

(1) 開示資料の配付

開示資料の配付を希望する者は、別紙4「関心表明書」及び別紙5「守秘義務に関する誓約書」（以下「守秘義務誓約書」という。）に記入、押印のうえ、事務局へ郵送により提出しなければならない。

事務局が別紙4「関心表明書」及び別紙5「守秘義務誓約書」の提出を確認した後、後日、開示資料を配付する。（開示資料の郵送代は配付を希望する者の負担とする。）

なお、本実施方針の公表に併せて配付する開示資料のほかに、今後の選定手続の進捗に応じ、本事業の参画を検討するために必要と市が判断する資料を適宜開示することを予定している。

ア 「関心表明書」及び「守秘義務誓約書」の提出期限

市が開示資料の配付を開始した日から令和4年12月13日（火）17時まで

イ 開示資料の利用期限

市が指定する日（ ）まで

開示資料の利用期限（入札参加表明書の提出期限を予定）については、後日、市から別途に開示資料を受領した者へ通知する。

ウ 「破棄義務遵守に関する報告書」の提出

開示資料を受領した者は、「守秘義務誓約書」に基づき、開示資料の利用期限（市が別途に指定した日）から1か月以内に開示資料を破棄し、別紙6「破棄義務遵守に関する報告書」に記入、押印のうえ、事務局へ郵送により提出しなければならない。

(2) 開示資料に関する質問・意見の受付

開示資料に関する質問・意見の受付は、次のとおりとする。

ア 受付期間

開示資料受領後から令和4年12月13日（火）17時まで

ただし、実施方針等に関する意見交換(7参照)に参加する者は7のとおりとする。

イ 提出先

9のとおり。

ウ 提出方法

開示資料に関する質問・意見を簡潔にまとめ、別紙3「質問書」に記入し、原則として、電子メールで事務局へ提出のうえ、電話により着信を確認すること。

7 実施方針等に関する意見交換

対面により十分な意思疎通を図ることで本事業への理解を深め、齟齬が生じないようにするため、実施方針等に関して、次のとおり意見交換を実施する。

(1) 参加資格要件

本事業への参画を検討している法人又は法人のグループ。

(2) 参加申込手続等

ア 参加申込方法

別紙4「関心表明書」については記入、押印のうえ、郵送で事務局へ提出し、別紙7「参加申込書」については、電子メールで事務局へ提出する。

事務局は、別紙4「関心表明書」及び別紙7「参加申込書」を受領した後に、受領確認の通知を電子メールで送信する。

なお、6-(1)において、すでに「関心表明書」を提出している場合は、再度の提出は不要とする。

イ 「参加申込書」の受付期限

令和4年11月25日(金)17時まで

(3) 実施方針等又は開示資料に関する質問・意見の受付

ア 質問・意見の提出方法

別紙3「質問書」を電子メールで事務局へ提出すること。(「参加申込書」と「質問書」は別々に提出して構わない)。なお、電子メールを送信した後に、電話により着信を確認すること。

イ 「質問書」の受付期限

意見交換に参加する者の実施方針等又は開示資料に関する質問・意見の受付期限は、上記5及び6に関わらず、原則、次のとおりとする。

(ア) 実施方針等に関する質問・意見の受付期限

1 回目の意見交換に際しての受付期限 令和4年11月28日(月)まで

2 回目の意見交換に際しての受付期限 令和4年12月13日(火)まで

(イ) 開示資料に関する質問・意見の受付期限 令和4年12月13日(火)まで

(4) 参加者との意見交換

意見交換については参加者ごとに対面方式により実施する。

ア 実施期間

令和4年11月28日(月)から12月28日(水)まで(予定)

本市が必要と判断した場合は、実施期間を変更することがある。

イ 実施日時・場所

意見交換の具体的な日時及び場所については、別紙7「参加申込書」を受領後、個別に調整する。

ウ 参加人数

原則5名程度までとする。5名超で参加を希望する場合は、あらかじめ事務局へ連絡すること。

エ 実施方法

各参加者につき、基本2回程度(1回あたり3時間を上限)とする。ただし、参加者の受付状況により実施回数を調整することがあるため、この場合は予め個別に連絡する。

(5) 留意事項・その他

ア 意見交換は、参加者に対して、本事業の公募への参画を義務付けるものではない。

イ 意見交換への参加実績は、今後、公募を実施した場合の入札時の評価の対象としない。

ウ 意見交換に要する報酬・費用等の提供はしない。

エ 意見交換の結果は、市の公募アドバイザー(第4-3-(2)-クに示すとおり)に提供する。

8 質問・意見及び回答

実施方針等及び開示資料に関する質問・意見及び回答については、次のとおり取り扱う。ただし、競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から不開示とすることが妥当であると、市が判断したものについては、公表しない場合がある。

(1) 実施方針等に関する質問・意見及び回答

実施方針等に関する質問・意見及び回答については、本市で取りまとめのうえ、令

和5年1月下旬以降に市のホームページで公表する。なお、意見交換時における参加者からの意見・質問及び市の回答についても、併せて公表する。

(2) 開示資料に関する質問・意見及び回答

開示資料に関する質問・意見及び回答については、本市で取りまとめのうえ、開示資料を配付した者全員に対し、令和5年1月下旬以降に事務局が電子メールで送信する。なお、意見交換時における参加者からの意見・質問及び市の回答についても、併せて電子メールで送信する。

9 事務局・問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

大阪市水道局総務部連携推進課
住所： 〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階
電話： 06-6616-5412
電子メール： osaka_water_pfi@suido.city.osaka.jp